

平成 24 年 5 月 22 日

各 位

会 社 名 株式会社メディビックグループ  
代表者名 代表取締役社長 橋本 康弘  
(コード番号 2369 : 東証マザーズ)  
問合せ先 執行役員管理本部長 門井 豊  
(Tel: 03-3222-0132)

## 株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

平成 19 年 11 月 27 日に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社株式の売買単위를 100 株とするため、株式の分割を実施するとともに、100 株を 1 単元とする単元株制度を採用いたします。

なお、この株式の分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の金額の実質的な変更はありません。

#### 2. 株式分割の概要

##### (1) 分割の方法

平成 24 年 6 月 30 日（土曜日）を基準日（実質上の基準日は平成 24 年 6 月 29 日（金曜日）となります。）として、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式 1 株につき、100 株の割合をもって分割いたします。

##### (2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	203,442 株
今回の分割により増加する株式数	20,140,758 株
株式分割後の発行済株式総数	20,344,200 株
株式分割後の発行可能株式総数	70,000,000 株

(注) 上記発行済株式総数は、新株予約権の行使等により増加する可能性があります。

##### (3) 分割の日程

基準日公告日	平成 24 年 6 月 15 日（金曜日）
基準日	平成 24 年 6 月 30 日（土曜日）
効力発生日	平成 24 年 7 月 1 日（日曜日）

### 3. 単元株制度の採用

#### (1) 新設する単元株式の数

「2. 株式分割の概要」の効力発生日である平成24年7月1日（日曜日）をもって単元株制度を採用し、単元株式数を100株といたします。

#### (2) 新設の日程

効力発生日 平成24年7月1日（日曜日）

（参考）東京証券取引所における売買単位は、平成24年6月27日（水曜日）をもって1株から100株に変更されることとなります。

### 4. 定款の一部変更

#### (1) 変更の理由

「2. 株式分割の概要」及び「3. 単元株制度の採用」に伴い、会社法第184条第2項及び第191条の規定に基づく取締役会決議により、平成24年7月1日（日曜日）をもって、当社定款の一部を変更いたします。

- ① 株式分割の割合を勘案し、当社の発行可能株式総数を増加させるため、現行定款第5条を変更いたします。
- ② 株式分割と同時に単元株制度を採用し、単元株式数を100株とするため、第7条を新設いたします。
- ③ 現行定款第7条以下の条数を各々1条繰下げいたします。
- ④ 現行定款第5条の変更及び第7条の新設並びにこれに伴う条数の繰下げの効力発生日を定めるため、附則を新設いたします。

#### (2) 定款変更の内容

変更の内容は、以下のとおりです。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則 (発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>700,000</u> 株とする。 第6条 (条文省略) (新 設) 第 <u>7</u> 条～第 <u>40</u> 条 (条文省略) (新 設)	第1章 総則 (発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>70,000,000</u> 株とする。 第6条 (現行どおり) <u>(単元株式数)</u> 第 <u>7</u> 条 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。 第 <u>8</u> 条～第 <u>41</u> 条 (現行どおり) 附則 <u>第5条の変更及び第7条の新設並びにこれに伴う条数の繰下げの効力発生日は、平成24年7月1日とする。なお、本附則は、同効力発生日をもって削除する。</u>

<ご参考>

(1) 今回の株式分割に際し、資本金の額に変更はありません。

(2) 新株予約権行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、当社発行の新株予約権の1株当たりの行使価額を平成24年7月1日(日曜日)以降、以下のとおり調整いたします。

	調整前 行使価額	調整後 行使価額
平成14年8月21日臨時株主総会決議及び 平成14年8月27日取締役会決議に基づく新株予約権	41,667円	417円
平成14年8月21日臨時株主総会決議及び 平成14年11月5日取締役会決議に基づく新株予約権	41,667円	417円
平成14年8月21日臨時株主総会決議及び 平成14年12月26日取締役会決議に基づく新株予約権	41,667円	417円
平成14年8月21日臨時株主総会決議及び 平成15年4月15日取締役会決議に基づく新株予約権	41,667円	417円
平成16年3月30日第4回定時株主総会決議及び 平成16年5月13日取締役会決議に基づく新株予約権	260,200円	2,602円
平成16年3月30日第4回定時株主総会決議及び 平成16年11月12日取締役会決議に基づく新株予約権	145,898円	1,459円
平成17年3月30日第5回定時株主総会決議及び 平成17年7月6日取締役会決議に基づく新株予約権	104,000円	1,040円
平成17年3月30日第5回定時株主総会決議及び 平成18年1月4日取締役会決議に基づく新株予約権	94,000円	940円
平成18年3月30日第6回定時株主総会決議及び 平成18年4月26日取締役会決議に基づく新株予約権	78,999円	790円
平成19年12月12日取締役会決議に基づく新株予約権	9,851円	98円
平成20年3月27日第8回定時株主総会決議及び 平成20年3月27日取締役会決議に基づく新株予約権	9,588円	96円
平成22年10月14日取締役会決議に基づく新株予約権	8,325円	83.2円
平成23年4月26日取締役会決議に基づく新株予約権	6,550円	66円

(3) 現在有効な株主優待は、平成23年12月31日時点の株主様及びその保有株式数を対象としておりますので、今回の株式分割による実質的な変更はありません。

以上